



# 多度津町教育大綱



令和2年4月

多度津町

## 1 大綱の策定について

### (1) 大綱の位置づけ

多度津町教育大綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき策定する、本町教育の振興に関する総合的な施策の「基本的な方針」となるものである。

大綱の策定にあたっては、「第6次多度津町総合計画」の分野別計画と位置づけ、整合性、連動性を図ったものとし具体的な施策については、各年度の「教育施策の概要」において定めるものとする。

### (2) 大綱の対象期間

今回策定する大綱の対象とする期間は、令和2年4月から令和6年3月までの4年間とする。

### (3) 大綱の構成

大綱は、教育方針、「5の基本的な方向」及び「7の基本施策」により構成し、参考として第6次多度津町総合計画における「基本事業」を付す。

## 2 教育方針

多度津町は、「ひと・くらし・歴史が共生するまち たどつ」を目指して、次の教育方針のもと、教育施策を着実に進める。

- ① 多度津の「ひと」、「こと」、「もの」を大切にした教育を推進する。
- ② 「幼・小・中の連携」と「学校・家庭・地域のつながり」を深めることで実効性のある教育を推進する。
- ③ 「学ぶ楽しさ」と「教育にかかわる喜び」を味わえる教育を推進する。

## 3 基本的な方向

### (1) 生涯学習社会の形成

町民一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、また、その成果が適切に活かすことのできる社会の実現を図る。

### (2) 豊かな心を育てる教育の充実

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観など、子どもたちに豊かな人間性と社会性を育むための教育を実現する。

### (3) 地域に根ざした文化芸術の創造と振興

文化は人々に楽しさや感動・精神的な安らぎや生きる喜びをもたらして、人生を豊かにするとともに、豊かな人間性を涵養し、創造性を育むものであるため、すべての町民が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を営むための施策を実施する。

### (4) 多様な交流の促進

本町の特性を活かした国内外との交流をとおして、言語や生活・習慣等の相違等、多様な文化や考え方に触れ、国際交流も含め、幅広い学びを促進する。

### (5) 多様性を認め、人権を尊重する社会の確立

すべての人々の権利が保障され、尊重されるまちづくりを実現するために、人権の問題を自分のことと捉え、考え、行動することのできる実践力をもった人材の育成に努める。

## 4 基本施策及び基本事業

### (1) 生涯学習の推進

公民館・図書館を中心に生涯学習に関連する様々な事業を実施する。また、町民の多様化したニーズに応えるため、生涯学習推進体制・計画などを見直し整備する。

#### 基本事業

- ・生涯学習推進体制の確立
- ・生涯学習関連施設の整備充実
- ・指導者の育成と人材バンクの整備
- ・学習情報提供体制の整備
- ・多彩な生涯学習プログラムの整備

### (2) スポーツの振興

町民の健康増進及び体力向上に向けた取組を実施する。また、体育協会・スポーツ少年団等の指導者の育成、各団体への支援を行う。

老朽化した施設の改修や多くの方が利用できる効率的な運用を検討する。

#### 基本事業

- ・スポーツ施設の整備充実・有効活用

- ・スポーツ団体・クラブ育成
- ・スポーツ活動の普及促進
- ・指導者の育成

### (3) 学校教育の充実

今後の幼稚園・学校教育の在り方について、将来の展望を見通しながら適正な園・校数等、人的・物的に望ましい教育環境を計画的に整備する。

子どもの安心・安全のため、施設・設備等のハード面の整備を行うだけでなく、心の問題への対応・特別支援教育などのソフト面からも安全に配慮した環境の充実を図る。また、教職員等の働き方改革への取組を推進する。

#### 基本事業

- ・学校施設・設備の整備充実
- ・適正な教育の質及び望ましい教育環境の確保
- ・生きる力の育成を重視した教育内容の充実
- ・心の問題への対応
- ・家庭や地域との連携
- ・特別支援教育の充実
- ・健全な心身を培う学校給食の充実
- ・ふるさと学習の充実

### (4) 青少年の健全育成

学校・家庭・地域社会・関係機関が一体となった青少年の健全育成活動の取組の充実を図る。

#### 基本事業

- ・家庭の教育機能の向上
- ・地域の教育機能の向上
- ・青少年団体、リーダーの育成
- ・健全な社会環境づくりの推進

### (5) 文化芸術活動の推進と文化財の活用

町民が芸術文化活動へ参加する機会や、芸術鑑賞との文化に触れる機会を拡充するとともに、貴重な文化財を積極的に活用し、文化財に親しむ機会の提供や情報の発信に努める。

#### 基本事業

- ・文化・芸術団体、指導者の育成

- ・文化・芸術の鑑賞機会と発表機会の拡充
- ・文化遺産の保存・活用

#### (6) 交流活動の展開と国際化への対応

児童生徒が異なる文化や社会、学校生活を離れた様々な地域や人との交流ができるよう、地域間交流体験活動を継続する。

小中学校においては、ALT（外国語指導助手）及び外国語指導者を派遣することにより、外国語教育の充実を図り、学校現場での国際交流を図る。

##### 基本事業

- ・地域間交流の促進
- ・国際性豊かな人材の育成

#### (7) 人権啓発の促進

様々な人権問題の解決をめざし、広報、パンフレット、懸垂幕の設置、街頭キャンペーンやイベントなどのあらゆる機会をとらえた町民への啓発活動を実施する。

啓発活動の評価として、また町民の人権意識の把握を目的に意識調査を実施し、今後の人権教育・啓発に関する基本指針や人権尊重に関する総合計画作成の基礎資料とする。

##### 基本事業

- ・人権啓発活動の充実
- ・差別のないまちづくりの実現
- ・人権教育の推進